

一般社団法人 久留米銀行協会定款

昭和50年	1月17日	制定
昭和55年	3月31日	改正
昭和56年	3月3日	改正
昭和58年	6月28日	改正
平成9年	5月1日	改正
平成15年	7月31日	改正
平成19年	11月19日	改正
平成25年	4月1日	改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人久留米銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を久留米市梅満町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 久留米手形交換所の設置、運営
- (3) 金融並びに経済に関する調査及び研究
- (4) 関係官庁その他に対する建議並びに答申
- (5) 他の金融機関及び産業界との連絡
- (6) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (7) 銀行職員の研修及び厚生に関する施設利用、運営
- (8) 相談所の設置、運営
- (9) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

第3章 社 員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、久留米市において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行であって、本協会の目的及び事業に賛同する者とする。

(入 会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、本協会所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金及び経費分担金)

第7条 本協会の社員は、加入金及び経費を分担する義務を負う。

- 2 加入金及び経費分担金の算出基準及び納付方法は、総会において定める。
- 3 社員は、既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはできない。
- 4 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た者が前条の加入金を納付したときは、常務理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

- 2 前項の社員名簿への登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもって、これを本協会に通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、常務理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(任意退会)

第10条 社員は、退会の申出を書面で行うことにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総社員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合において、当該社員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の体面を毀損する行為、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第 5 条に定める社員としての要件を欠いたとき
- (2) 解散又は合併により消滅したとき
- (3) 第 7 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (4) 総社員が同意したとき

(社員資格の承継)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、社員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める銀行は、当該社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 号又は第 2 号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 号又は第 2 号により社員の資格を喪失する場合
次に掲げる銀行
ア 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
イ 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(社員資格喪失の通知等)

第 14 条 社員としての資格を喪失した者があるときは、常務理事は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第 15 条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 総 会

(構 成)

第16条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員総会とする。

(権 限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第18条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく総会を開催できる。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、副会長を議長とする。
- 3 会長、副会長共に事故があるときは、当該総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、各社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 22 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使・書面による議決権の行使)

第 23 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員又はその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。

- 2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。
- 3 電磁的方法による議決権の行使は、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による本協会の承諾を得て、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本協会に提供して行うものとする。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、社員の役職員の中から選任する。ただし、理事のうち1名及び監事のうち1名は、社員の役職員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠のために選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第 25 条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

- 2 理事の解任の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(役員報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 第 38 条に規定する委員会等の設置及び運営に必要な事項の決定
- (5) その他この定款に別に定める職務

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 会長、副会長共に欠けたとき又は会長、副会長共に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の 5 日前までに、理事会の日時、場所、会議

の目的である事項及びその他必要な事項を各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故等による支障があるときは、副会長がこれに当たる。
- 3 会長、副会長共に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会等

(委員会等)

第 38 条 必要に応じ、本協会に委員会等を置くことができる。

- 2 委員会等の設置又は廃止は、理事会の決議を要する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資 産)

第 39 条 本協会の資産は、基本財産と通常財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、土地等とし、これを処分又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、理事会の決議を経て、総会の承認を受

けた上で、処分又は担保に供することができる。

3 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福岡県において発行する西日本新聞に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 48 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特則)

第 2 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事等)

第 3 条 本協会の最初の代表理事（会長）は佐藤清一郎、業務執行理事（常務理事）は今村研一とする。

(法令の準拠)

第 4 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。